

様式第1号

# 兵庫県 福祉サービス第三者評価の結果

【 評価基準 ( 最新版 ) : 平成 28 年 6 月改訂 67 項目 】

① 第三者評価機関名

名 称	(株) 第三者評価 <a href="http://daisansha.lolipop.jp/fukushi">http://daisansha.lolipop.jp/fukushi</a>
所 在 地	大阪市東淀川区東中島1-17-5 ステュディオ新大阪
訪問調査日	1次訪問調査日 2017年11月8日(水) 2次訪問調査日 2017年12月6日(水)
評価調査者 3名	HF05-1-0098 リーダ III章担当 吉山 浩 HF10-1-0002 I・II章担当 加藤 文雄 HF10-1-0001 A章担当 八巻 芳子
保護者アンケート実施	2017年9月 回収率 100 % ( 配布 133 / 回収 133 )
評価結果確定日	2017年12月25日
WAMNET結果公開日	2017年12月25日

② 認定こども園情報

名称： 認定こども園 夢、 遊喜分園	種別：幼保連携型認定こども園		
代表者氏名： 久本 佳世子 園長 川越 一平 主幹保育教諭	定員 (利用人数)： 160 ( 166 )	名	
所在地： 本園 神戸市東灘区住吉宮町 1-2-27 分園 神戸市東灘区住吉宮町 1-8-8			
TEL 本園 (078) 858-9614 分園 (078) 858-9610	ホ ム ペ ー ジ : <a href="http://www.yumekoubou.or.jp/hoiku/yume/page1/main.html">http://www.yumekoubou.or.jp/hoiku/yume/page1/main.html</a>		
【こども園の概要】			
開設年月日： 2004年4月1日	認定こども園への移行 2015年4月1日		
経営法人・設置主体 (法人名)： 社会福祉法人 夢工房			
職員数	常勤職員：30名 (内2名産休含)	名	非常勤職員：17名 (5名学生バイト含)
専門職員	保育教諭 22名 (3名保育士のみ)	名	管理栄養士 2名
			栄養士 1名
設備等の概要	教育・保育室 (0～5歳児)・遊戯室兼ランチルーム・相談室・職員室・調理室・職員更衣室、屋外遊戯場 (園庭)、屋上園庭		

◎ 法人本部が平成29年度・30年度で、全園での受審を進めている理由

当法人は、平成28年12月の新体制発足以降、法人運営全般について改革・改善に取り組み、信頼の回復と利用者サービスの一層の向上に努めているところです。

その一環として、保育事業においても、定期的に第三者機関による専門的かつ客観的な立場からの評価を受けることが極めて重要と考えております。第三者評価受審のプロセスが、職員自身の自己評価や施設の点検などを通じて現状を再認識するとともに、保護者の意向、評価を把握する機会ともなり、提供する保育サービスの質の持続的な改善・向上につなげられるからです。当法人は、このような取り組みを通じて、常にこども・保護者本位の良質かつ適正な保育サービスを提供するよう努めたいと考えています。

このようなことから、平成29～30年度に集中的に全園において第三者評価を受審することにしたものです。

③ 教育・保育理念、教育・保育方針、教育・保育目標

教育・保育理念

子どもの最善の利益を考慮し、利用者主体を根幹に、行政、地域、保育園の緊密な連携を強化し、地域の子育て支援事業の核となります。

教育・保育方針

「子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている。  
その子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。」  
見るもの、聞くものに好奇心を誘発され、人に認められ、誉められ、喜ばれることにより、自分自身が生きている意味を子どもなりに感じたり、愛情をたくさん注がれた「人間」の生きる力の大きさを大切にできる保育と、人から守られるだけでなく自立していく過程で、困難なことや悲しいことに立ち向かう勇気と気力を育てていくために、成長過程で課題を解決しようとする自立意欲を助長し、それを実践できる機会を大切に考えられる保育を目指します。

教育・保育目標

他人の気持ちが分かる子ども  
自分らしく生きる子ども  
感性豊かな子ども

#### ④ 認定こども園の特徴的な取組

##### (1) 危機管理体制の確立

- ・こども園夢で最も重要項目の1つである『安全』について研修を実施している。
- ・年度初めにAED講習会、毎月ヒヤリハット報告会、アレルギーチェック、午睡チェックの実施等で事故防止に努める。

##### (2) 子育て支援事業

- ・地域の子育て支援を積極的に行っている。(親子サロン 親子デー 電話相談 公民館の出前保育)
- ・子育て支援委員会担当者を中心に、地域の親子の実態を把握しながら子育て支援に取り組む。
- ・育児不安、悩み等の相談は園長が一人一人の想いを受け止め丁寧に関わる事で、自信を持って子育てが出来る様な支援を実施している。

##### (3) 認定こども園による地域への貢献

- ・和太鼓の講師による職員への和太鼓指導をして頂く事で職員自身が和太鼓に親しみを持つと共に子どもへの指導への基本を学ぶ。
- ・地域イベント開催時には和太鼓出演の依頼があり、こども園夢として、子どもたちは誇りを持って参加している。

##### (4) 認定こども園として3年目、教育に向けて

- ・乳児保育、幼児教育と就学前に向けての接続を大切にする。
- ・神戸つばめプロジェクト教育の研修会の実施を通して小学校の連携を高める。
- ・住之江公民館の大和川主事による、小学校体験を年長児対象に実施している。

##### (5) 家庭との連携を図る

- ・家庭との相互理解を深める為に保護者の思いを汲み取りその気持ちを十分に配慮する事の大切さを伝えている。
- ・子ども一人一人の内面を理解し、その気持ちを家庭に伝え家庭と一緒に受け止める事の大切さを日々話し合っている。

#### ◎ 平成30年度から2カ年掛けて、特に力を入れて取り組むこと

園内研修を進めていく中でいろいろと課題が見えてきた。

その中から専門性を生かした教育・保育をさらに高めていく為に、一人一人が自分の教育・保育を見直して、こども園夢として、教職員の資質向上を目指していく。

その為には養成校と手を繋ぎ保育現場と一緒に連携を取りながら『研究テーマ』を設定し実践を行う。

この様な園内研修を通して、保育者がお互いに育ち合う職場づくりを目指すと共に地域、保護者から選ばれる園として、職員が一丸となって研修に取り組む。



⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 8 月 22 日（契約日）～ 平成 29 年 12 月 25 日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	3 回目 （平成 24 年度）

⑥ 総 評

◇ 特に評価の高い点

- (1) 幼保連携型認定こども園（子どもが初めて通う学校）として、平成 27 年度に認可を受け、子どもに丁寧寄り添い、多様な生活スタイルの子どもが共に過ごすことの効果を生かして、子どもがお互いの経験を教えあうことで生まれる興味や関心を伸ばし、豊かな経験と強い心を身につける教育・保育を実施しています。
- (2) 地域の福祉向上のための取組として「乳幼児子育て支援事業」にて、保育体験、親子サロン、園庭開放等の取り組みを積極的に行っています。特に、親子サロンでは多様な支援活動を年間 96 回開催して、地域の子育て支援の拠点として地域の活性化やまちづくりに大きく貢献しています。
- (3) ランチルームでは子どもたちがとても楽しそうに食事をしていました。お昼に食事をしたのは 3 歳さんたちですが、「私の話を聴いて」という感じで次々と話しかけてくる子どもたちに「嫌いなものがある人」と聞くと、「ない～」と、声をそろえて答えてくれました。「食べることは生きること」を実感しました。
- (4) 廃材を使って様々な造形をしています。調査訪問時には大きな「家」が作られているのを見せていただきました。保護者の方も、ペットボトルやヨーグルト飲料の空容器などを提供し、廃材を使っての造形に協力しています。
- (5) 大都会の園では珍しく、園庭が広く、遊具の種類も豊富で、子供たちが存分に運動できる環境です。
- (6) 『改善・改革を行う絶好の機会は、今を置いて他にない この 1・2 年が勝負時』と弊社から呼び掛け、全職員参加による 67 項目の評価基準の勉強会の実施（基本に帰る）と、悔しい思いをした経験をバネ

にしてその返す力で徹底した改善を求めました。①園・組織運営の環境再整備、②一人一人の力量アップの2点を掲げ、園の底力を引き出す事を目標にし、評価基準に基づくきびしめの評価を弊社で実施しました。日々の教育・保育で多忙な中、時間をやり繰りし、知恵を絞り、努力を積み重ね、弊社の要望に見事応えて頂き、最終的に狙った成果は、ほぼ達成できたと考えています。ただ、実際の評価は、子ども・保護者・地域・市が行う事ですので、取組後の進化したこども園の成果を感じて頂ければ幸いです。

▼ 改善を求められる2点 ( b 評価となった 1項目 及び a 評価ではあるが改善したい 1項目 )

b 評価となった 1項目

評価基準 15番 II章-2- (1) -② ② 人事基準 (昇進・昇格等に関する基準) は、現在、法人本部にて検討・作成中です。頑張る保育教諭、栄養士・調理師、看護師が報われる仕組みの見える化を期待します。

a 評価ではあるが改善したい 1項目 …… 成長の余地がある箇所

評価基準 8番 I章-4- (1) -① ③ 認定こども園では、毎年の園全体の運営管理に関する自己評価の実施、及びその結果の公表が義務となっています。今回、ご提出頂いた「自己評価表」は、全般的に書き方が上手くありませんでした。次年度以降、「自己評価表」の更新の際は、実施状況や工夫されている点がよく分かるレベルまで高められることを望みます。

尚、副主幹保育教諭は、兵庫県主催の平成29年度評価者養成5日間研修 ( 2018年2/16~3/8 ) に参加を申し込みましたので、園の運営管理に対する自己評価や、3年毎の第三者評価対策が強化されます。

⑦ 第三者評価結果に対する認定こども園のコメント

認定こども園夢として3年目を迎え、この度、第三者評価を受審したことによりこども園夢として全職員が一丸となって理念、教育・保育方針、教育・保育目標等全てを見直し、教育・保育内容を充実し、また、福祉サービスのあり方等を共通理解する手掛かりを得る事が出来ました。

乳児のころから『自ら遊ぶ』『自分を十分に発揮』できる地域の環境の中で、教育・保育のゴールが小学校入学に置くのではなく、人間として育て、長い生涯を視野に入れて地域に貢献出来る様全職員が力を注いで今年度に繋がった。

専門職としての保育、教育の資質を上げ、選ばれるこども園にして行く為に養成校と連携を取りながら園内研修を行う。

一人一人の保育教諭が自分を高め、自信を身に付けていく中で生き活きとした集団となって行く様に、園運営を目指す。

⑧ 各評価項目に係る第三者評価結果 別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 評価細目の第三者評価結果

各項目右端の評価結果欄 a、b、c の表記について

- |   |              |            |
|---|--------------|------------|
| a | 全ての項目を満たす    | 目標となる高いレベル |
| b | 1つ以上の項目を満たす  | 標準的レベル     |
| c | いずれの項目も満たさない | 改善が必要なレベル  |

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c

<コメント>

理念、教育・保育方針、教育・保育目標は明文化され、「入園のしおり」・「パンフレット」・ホームページ等に記載しています。理念の「地域の子育て支援事業の核となる」から法人や幼保連携型認定こども園の使命や目指す方向、考え方が読み取れます。教育・保育方針、教育・保育目標は理念と整合して職員の「行動規範」となるよう周知されています。また、日常的に目に触れるように玄関、保育室、廊下等にも掲示し周知を図っています。利用者には入園面接、懇談会、入園式、進級式等での説明や「入園のしおり」・「重要事項説明書」・「園だより」等に載せて周知しています。

### アウトカム (outcome) 評価 < 園の取組み結果・方法に対する評価 >

- I-1-(1)-①
- ⑤ 理念や基本方針が保護者等への周知が図られている。
  - ⑥ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

2017年 9月実施 保護者アンケート結果 (総数 133 家族) 回収率 回収 133 /配布 133 = 100 %

設問1 認定こども園の理念・方針・目標等は、園のしおり、4月の園だより、掲示等に記載されていますがご存じですか？

回答 ⑤よく知っている 26 ( 19.5 %) ④まあ知っている 84 ( 63.2 %) ③どちらともいえない 7 (5.3%)  
②あまり知らない 14 ( 10.5 %) ①まったく知らない 1 (0.75 %) ①未記入 0 ( 0 % )

⑤ よく知っている 26 ( 19.5 %) + ④ まあ知っている 84 (63.2 %) = 合わせて 110 ( 84.6 %)

AA 想定する周知状況になっているか？ BB どの程度の周知状況が目標なのか？

毎年、『理念』や『方針』の保護者への周知状況を保護者アンケート等で確認し、取り組み方法の妥当性を確認すると共に、⑤よく知っている + ④まあ知っている、で合わせて 何%程度を目標値とするのか園内で議論され、数値による目標管理も合わせてご検討下さい。【 数値目標があると知恵が深まります 】

## I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	㉠・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>市の園長会(私立保育園連盟理事会)、法人園長会を通して厚生労働省や内閣府からの情報を得ると共に区役所と連携して待機児童等の把握や地域の児童委員との情報交換等により各種福祉計画の策定動向、利用者数を把握しています。また、月毎の状況を「月次報告書」にまとめ、法人保育園長会、他施設からの意見も参考にしながら現状の把握と課題への対応を行っています。法人と共にコスト分析や利用者の推移、利用率等の分析を行い中長期計画に反映できるように見直しも行っています。(園長会秋資料ファイルにて確認)</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	㉠・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>経営状況や課題は法人園長会にて明らかにして共有され、「園長会資料」として職員が閲覧できるようにして周知されています。また、具体的な課題の改善となっている「人材確保」に関しては養成校、地域の学校との連携を密にすると共に、「クラス運営の為必要な経費の使用等」については「園長会報告会」や「職員会議」等を通して共通理解を図り周知して取り組んでいます。</p>		

## I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㉠・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>「子どもたちの創造力や可能性はいきいきと育まれることを願い家庭的でとても暖かいこども園」を目指して、地域の現状や設備・人材・教育研修・地域貢献・予算等を踏まえた「中・長期5ヵ年計画(H27年度～H31年度)」を作成しています</p> <p>また、「2017年度改善計画」や「各行事」においては[保護者アンケート]を通して見直し改善も行われています。(各行事ファイルにて確認)</p> <p><b>【 中長期計画の主な内容 】</b></p> <p>平成30年度 実施予定 …… 養成校との連絡会実施、幼児教育についての研修、分園の外門改修 等</p> <p>平成31年度 実施予定 …… 遊喜分園の受入人数拡大、保育室の準備 等</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉠・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>「事業計画(保育事業)(案)」や「事業計画書」で基本事業、園の独自の実施事業等を策定しています。また、「予算」や「保育教諭の育成計画」、「地域貢献」等を分析した実質的な計画となっています。</p> <p>1次訪問時の段階では、「中長期計画」の内容と「事業計画(保育事業)」・「事業計画書」の内容が整合していませんでしたが、改善され、最終訪問の2次訪問時の段階では、中・長期計画の見直しが行われており、整合していました。</p>		



【 当該年度 平成29年度計画の主な内容 】		
実施済	・・・	和太鼓購入、東灘ゲンキ祭り参加、絵本研修、親子サロン、第三者評価受審 防災頭巾購入、防犯外灯設置、北側テラス改修 等
実施予定	・・・	他園との公開保育研修会
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉖・b・c
<コメント>  事業計画は年度初めに「事業計画書」に「未来に羽ばたく子どもたちの心を育てる」を掲げ、「組織目標や望まれる保育職員(期待する職員像)」について示し、職員から保育園の改善について提案・要望を募り、職員会議で話し合い検討した内容も反映して策定しています。また、「職員会議」等で職員に説明周知しています。進捗状況をその都度職員会議で確認し、評価や見直しも[改善計画書]にて実施しています。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㉗・b・c
<コメント>  事業計画の主な内容は『行事計画書』として、「園のしおり」をもとに入園、進級説明会、懇談会等で繰り返し説明しています。また、「園だより」「行事毎の資料」等の保護者への配布や掲示して理解と参加を促しています。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉘・b・c
<コメント>  教育・保育の質の向上に向けた取組として、期毎に「年間のカリキュラム」の見直しを行い、園長・主幹・副主幹が確認して、「幼児会議」や「職員会議」で話し合い評価を行う体制を整備しています。また、期毎の「人的環境に関するチェックリストに基づく自己評価」、「園全体の運営管理に関する自己評価」の実施 及び 3年毎に第三者評価の受審も行われています。評価結果の分析・検討も園長・主幹保育教諭・副主幹保育教諭にてとりまとめ、職員会議で伝えられています。  ただ、評価基準 8番 I章-4-(1)-① ㉘ に関して、認定こども園では、毎年の園全体の運営管理に関する自己評価の実施、及びその結果の公表が義務となっています。今回、ご提出頂いた「自己評価表」は、全般的に書き方が上手くありませんでした。次年度以降、「自己評価表」の更新の際は、実施状況や工夫されている点がよく分かるレベルまで高められることを望みます。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉙・b・c
<コメント>  評価結果やそれに基づく課題は「改善計画」を作成して、職員が自由に見ることが出来るように事務所の共通の場所に置いて共有しています。また、評価結果から明確になった課題は「乳幼児会議」等で意見を出し合い、方向性を決定して各担当を「担当表」に記して取組んでいます。改善策や改善の実施状況は、各担当から副主幹保育教諭・主幹保育教諭・園長へ確認を取り「職員会議」等で話し合う機会を持っています。		



## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<コメント>  園長は園の経営・理に関する方針と取組みを年度初め職員会議にて「理念・方針を踏まえた地域支援事業の実施」等として職員に伝え周知し、自らの役割と責任は、「園のしおり」「苦情解決体制」に文書化して明確にしています。園長の責務は『規定集』『防災マニュアル』等に明記され平常時だけでなく有事（災害、事故等）においても役割と責任を明記ししています。また、不在時の権限委任等についても『安全管理マニュアル』に明記しています。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<コメント>  園長は遵守すべき法令を理解して、行政監査・内部監査・第三者の公認会計士による外部監査等を受け、会計や保育が適切に運営されるようにしています。法令遵守の観点から法人での研修、市の園長会、法人園長会に参加し研修や勉強する機会を作っています。また、「法令一覧表」を作成すると共に、法令の中で、虐待・室内の環境・36協定・育児休暇等の変更があれば「職員会議」の場で伝え周知遵守する取組も行われています。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 教育保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<コメント>  保育日誌(週/1回)や月案の確認をして評価・分析を行い、園の雰囲気・室内の環境等職員会議で説明しています。{職員会議}や「給食会議」で上がった課題に対してアドバイスを行い改善に指導力を発揮しています。課題・改善については項目ごとに委員会組織の体制をつくり「組織図」にして職員に伝え取組んでいます。また、教育・保育の質の向上に向けて職員に対し半期毎に「アンケート」を実施して職員の意見を反映するための取組を行っています。職員の研修については「職員閲覧ファイル」に研修案内を綴り、職員が参加したい研修を確認し申請ができるように図っています。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<コメント>  人事・労務・財政等を踏まえて1ヶ月の状況を「月次報告書」として分析しています。また、労働条件に変更があれば「職員会議」で周知し、物品購入等は「依頼書」を作成して購入するようにしています。人員配置、職場の動きやすい環境整備等には「実行委員会」をつくり職員の休憩が取れるように取組んでいます。「職員会議」で上がった課題については文書化して「職員閲覧ファイル」に綴り、職員が周知確認できるようにしています。また、課題や改善については項目ごと委員会組織（30の委員会あり）をつくり取組み、「子育て支援事業」や「地域の行事」に自ら率先して参加しています。		

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	Ⓐ・b・c

<p>〈コメント〉</p> <p>「昇任試験制度」等を活用して人材や体制に関する基本的な考え方や人材の確保と育成のため、昇任試験等を実施しています。また、必要な福祉人材や人員体制については[職員配置図]にて計画し実行しています。人材の確保や育成では人事制度に基づき人材の確保と育成を行うと共に「学生バイトを制度化」や就職フェアに参加して採用活動を行っています。</p>		
<p>15</p>	<p>II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>〈コメント〉</p> <p>「期待する職員像等」は「基本計画書」として作成し、職員が「閲覧」できるようにしています。人事基準として入職試験、昇格試験を実施しています。ただ、総合的な仕組みづくりとしての人事基準は、現在、法人本部にて0ページから再検討しており、作成中です。</p> <p>職員の専門性、行能力、成果や貢献度は「自己評価」に基づき、面談を実施して評価しています。職員の処遇改善については法人から「アンケート」を配布して聞き取りを実施しています。</p>		
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
<p>16</p>	<p>II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p>〈コメント〉</p> <p>主幹保育教諭/園長にて、職員の就業状況（勤務変更/有給/超過勤務/疾病状況等）をチェックして把握すると共に「有給、時間外勤務」の申請を毎月確認して、把握、記録しています。</p> <p>職員の健康と安全の確保は『健康診断の受診/セクハラ・パワハラなどの規定』があり、職員が「閲覧」できる場所に常置し周知しています。また、園長室を自由に出入りできるようにして相談しやすい雰囲気をつくり「個別面談」の機会も設けられています。総合的福利厚生の一つとして「住宅手当」や「交通費」が支給される仕組みがあります。ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組みとして、育児休業法への対応や短時間労働の導入をしています。また、改善策については「子どもの人数に応じた職員配置」「パート職員の積極的な採用」等を実施しています。個々の希望を考慮しながら住宅手当、交通費、育児休業、短時間勤務への取組みを実施すると共に職場環境についての「意見書」を提出できる機会も設けています。</p>		
<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
<p>17</p>	<p>II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p>〈コメント〉</p> <p>年度初めに「期待する職員像」を「研修計画」に記載して、年度末に「個別面談」を実施して一人ひとりの目標を「目標設定書類」にて設定しています。「目標設定書類」では目標項目、目標水準、目標期限等も明確にしています。目標は上半期、下半期毎に進捗状況の確認をしています。また、年度末に1年を通して反省、総評して、次年度の目標を考えています。年度初めに、年度末の評価結果や新しい担任や立場役職を踏まえた目標の設定が行われています。</p>		
<p>18</p>	<p>II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p>〈コメント〉</p> <p>『研修計画』、「目標設定用紙」に“期待する職員像”を明示し、職員に必要とされる専門技術や専門資格については「研修参加ファイル」に明示し、「研修計画」、「研修申請書」に基づき実施されています。また、「研修計画」や「研修内容・カリキュラム」の評価と見直しも実施しています。（「研修ファイル」にて確認）</p>		
<p>19</p>	<p>II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p>〈コメント〉</p> <p>個別の職員の知識、技術水準、専門資格等は保育士証等をファイリングにして把握しています。また、個別的な</p>		

OJTが行われていることも「研修ファイル」より確認できました。職務に応じた研修が実施されていることも「研修計画」、「研修申請書ファイル」にて確認できました。  
 外部研修については、研修案内を職員引継等で伝えると共に「研修案内ファイル」にて閲覧できるようにして奨励し、「研修参加申し込み申請」にて参加できるように配慮しています。  
 また、副主幹保育教諭は、兵庫県主催の平成29年度評価者養成5日間研修（2018年2/16～3/8）に参加を申し込みました。【園の運営管理に対する自己評価や、3年毎の第三者評価対策が強化されます】

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
----	--	-------

〈コメント〉  
 『実習マニュアル』にて、基本姿勢を明文化し、「実習生受け入れについて」として、保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルも整備されています。また、実習生用の「プログラム」や指導者に対する「実習生の受け入れ準備（クラス担任用）」をマニュアルとして、研修も実施しています。実習生については学校側と連携してプログラムを整備して実習生との教員との懇談の実施も行っています。また、実習終了後も担当教員と連携をとり就職活動にもつなげています。（『実習生』ファイルにて確認）  
 【直近3カ年 実習生受け入れ実績】  
 平成29年度 10人、平成28年度 45人、平成27年度 30人

**II-3 運営の透明性の確保**

	<b>第三者評価結果</b>
--	----------------

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
----	---------------------------------------	-------

〈コメント〉  
 ホームページを活用して基本理念、基本方針、保育目標、保育の特色、保育内容や(社会福祉法改正に基づく)公開を求められている ① 貸借対照表、② 収支計算書、③ 現況報告書、④ 役員区分ごとの報酬総額、⑤ 定款 ⑥ 役員報酬総額 等についても2017年11月8日現在、公開されています。また、園の取組み実施状況、第三者評価の受審結果、苦情相談の体制等も公開しています。  
 法人理念・保育理念・保育方針は、「HP・入園のしおり・案内(重要事項説明書)」等に記載して配布や掲示等で社会・地域に対し意義や役割を明確にしています。また、保育園での活動等については、保護者だけでなく地域へ向け案内の配布等も行っています

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉  
 子ども園における事務・経理・取引に関するルールは『法人規定集』の経理規定等で明確にして、園長室に常設し職員等に周知しています。また、法人の内部監査による指導により、「管理運営規定」と「重要事項説明書」を玄関に設置して、公開しています。外部監査に関しては、従来の監査法人から、公募で採用した新たなG監査法人に変更し、チェックを受け(H29年7月28日午後13～17時)指導に基づく改善も行われています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域との関わり方について『園のしおり』の中で「地域の子育て支援事業の核となる」としています。「保育園だより(5月発行)」にて夜間緊急病院等「近隣の社会資源リスト」を掲載し保護者に提供しています。また、地域の行事や活動に子ども達が参加する際も職員の「委員会組織」で支援し、職員引継ぎ簿でボランティアの参加を募り積極的に参加支援しています。また、地区の老人会(住吉つるかめ会)と子ども達との交流も定期的に行われています。(「地域ファイル」にて確認)</p> <p>地域における社会資源の利用については「乳幼児子育て支援事業」における広報誌へ掲載し利用を推奨しています。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>『保育園マニュアル』の中で「保育実習関係」や「保育体験関係(学生)」として明確にしています。ボランティアの受け入れについては「保育体験(ワークキャンプ)」「保育園マニュアル(ボランティア活動申請書)」にて手続き等それぞれの項目について記載されています。また、近隣の中学生に向けた保育体験のオリエンテーションの実施や「トライやるウィーク」、「ワークキャンプ」、「ふれあい体験」等を通して学校教育への協力も行っています。</p> <p>( 評価当日 H29年11月8日、中学生の保育体験：7名、和太鼓練習：1名、体操教室：1名が実施中でした )</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地区の関係機関・団体(近隣小学校、医療機関、自治会、老人施設、警察、消防等)のリストや地図を作成して、職員会議で回覧して情報の共有化を図っています。また、関係機関との連絡会等(小学校就学前の引き継ぎ、医療機関による検診や相談)も行っています。</p> <p>「卒園児台帳」等をもと小学校の先生との話し合う機会も設けています。また、地域には既にネットワークが構築され参画しています。権利侵害が疑われる子どもに対する対応として『保育園マニュアル』の「児童虐待防止について」・『入園児童虐待報告書』等の虐待対応マニュアルに沿って対応しています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① こども園が有する機能を地域に還元している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「乳幼児子育て支援事業」として、体験保育、親子サロン(年間96回開催)、園庭開放(毎火・木 午前)等の取組みを活発に行っています。親子サロンでは講師の先生と保護者が話す機会も設けています。</p> <p>体験保育、出前保育、親子サロン講習(例：夏の子どもの病気について)等多様な支援活動を行っています。</p> <p>災害時の対応については「安全管理マニュアル」に基づき避難時の対応、留意事項等を記載して確認しています。また、災害対策について「園のしおり(N012)」等に記載して確認しています。</p> <p>園は「地域支援事業活動」「イベントへの積極参加」、「地域住民とのふれあい活動」等を通して[地域の子育て支援の拠点として地域の活性化やまちづくりに貢献しています。</p>		

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>地域の子育て支援事業活動をととして福祉ニーズの把握を行うと共に区だより、私立連盟園長会等を通して地域の福祉ニーズの把握に努めています。また、地域の高齢者施設訪問／地域の祭り／災害訓練／隣接する小学校の行事等にも積極的に参加して交流しの機会を持っています。</p> <p>子育て支援事業は 法で定められた社会福祉事業にとどまらず、地域貢献として地域の子育て支援事業と共に園内見学時等の相談を受けるようにしています。</p> <p>年間96回開催される親子サロンでは「親子サロン企画書、HP の(今日の親子サロンの予定)に明示して実施している。</p>	

<p>キャンプ</p>	<p>お泊り保育</p>	<p>東灘ゲンキ祭</p>
		

<p>ふれあいフェスティバル</p>	<p>親子サロン</p>	<p>馬頭琴</p>
		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<コメント>  理念や方針に、子どもを尊重した教育・保育について明示し、各クラスの「月案」、「年間指導計画」にも載せて全職員が常に意識を持ち、共通の理解をもつための工夫を行っています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した教育・保育が行われている。	㉑・b・c
<コメント>  『プライバシー保護規定』（2017年11月10日付け）、『児童虐待防止マニュアル』（2017年10月10日付け）にて子どものプライバシー保護や権利擁護に配慮した教育・保育を行う事の仕組みを確立し、設備面では、トイレには植物で男女に区切りをつけたり、着替えを行う際は部屋のカーテンを閉め、子どもの羞恥心等に配慮しています。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対してこども園の選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<コメント>  毎月ホームページを更新したり、園のパンフレットを東灘区役所にも置いたり、見学会を行ったりして利用を希望される方に対してこども園の選択に必要な情報を積極的に提供しています。また、見学に来られた方に渡す「パンフレット」も作成しています。また、こども園に移行しましたので、保護者の就業の有無に関わらず、通うことが出来ます。（仕事を辞めたので、園も辞めなければならないという煩わしさはありません）		
31	Ⅲ-1-(2)-② 教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<コメント>  入園時や面接の際に、「重要事項説明書」を使用し説明しています。保護者の状況を確認しながら進めたり、説明箇所によって担当を分けたりしています。「重要事項説明書」への同意を書面で確認しました。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉑・b・c
<コメント>  子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、こども園等の変更（転園・退園）を行う場合の手続きや申送り事項も定められており、また転園時に他の施設への情報提供が必要な場合には、保護者等の同意のもとに適切に行うルールとなっています。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<コメント>		



保護者会で、「懇談時アンケート」や「親睦会アンケート」を実施したり、日々の送迎の折や連絡帳で保護者の意向を把握しようとされています。

今回、実施した2017年9月の保護者アンケート結果は、100%の回収率（133件回収/133件配布）で、その内容は、極めて良い結果となっていました。

年齢（クラス）別	回収	配布	回収率（%）	総合満足度（5点満点）
0歳 こりす	6	6	100	4.5
1歳 りす	18	18	100	4.6
2歳 うさぎ	27	27	100	4.6
3歳 こぼんだ	12	12	100	4.9
3歳 ぱんだ	11	11	100	4.9
4歳 きりん	30	30	100	4.6
5歳 らいおん	29	29	100	4.7
合計	133	133	100	平均 4.7

☆☆ 保護者が感じている “ 幼保連携型認定こども園 夢、遊喜分園 ” の魅力の一部抜粋 ☆☆

- ① 子供達のがのびのびと出来る
- ② 和太鼓、クッキング、ECC、体育遊びなど色々な体験をさせてくれる
- ③ 保育（生活）に教育が備わっている
- ④ 先生方が笑顔で明るく挨拶して下さる
- ⑤ 親の負担が少ない（洗濯、オムツ処理、名前書き）
- ⑥ 保護者の事情に柔軟に対応してくれる（警報時も開所、急な発熱対応、産休育休中の登園など）
- ⑦ 保育園と幼稚園が提携しているのでとてもいいことだと思う
- ⑧ 地域交流も大切にしている

また、今回のアンケートで、要望等もいくつか頂いており、順次、改善に取り掛かっている事も、1次・2次訪問の際に説明を受け、進捗状況を確認しました。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

㉞・b・c

〈コメント〉

苦情解決の仕組みは、苦情受付担当者 主幹保育教諭、責任者は園長となっており、第三者委員は、当初、公認会計士、大学の客員教授の2名を設置されていましたが、

通知-「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針の一部改正」29年3月7日付けにより ①中立・公正性の確保、②即応性 及び 地域に根ざし、子育て支援を行い、地元と共に成長する幼保連携型認定こども園であることから、実際に通っている保護者から比較的身近で、相談しやすい、近隣の民生委員の2名の方に依頼し、追記変更され、第三者委員への連絡方法として電話番号を記載し、園内掲示されていました。

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保護者が気軽に担任や副主幹保育教諭、主幹保育教諭、副園長、園長等誰にでも、相談したり、意見を述べたりしやすいよう、日頃から伝えており、園内には張り紙もしています。職員室の奥に、園長室があり、いつでも、そこを活用して話せるようになっています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>『苦情解決の手順』があり、相談や意見を受けた際の記録方法、報告手順、対応策の検討等が定まっています。手順の見直しは、しおりの作成時に行っています。</p> <p>玄関には、「やぎさんポスト」を設置し、匿名でも要望や意見を園に伝える仕組みとなっており、速やかに、対応するよう指導されています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>『保育安全マニュアル』には、リスクの種類別（衛生上・感染症・怪我や事故等・SIDS・大災害・不審者の侵入対策等）に責任・役割を明確にした管理体制、手順の記載があり、「安全点検」の定期的な実施、職員による「ヒヤリハット」の気づきから、未然防止策の実施や、注意喚起を行っています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>『怪我・病気対応マニュアル』対応方法が記載されています。今年度は、感染症発生時の対応方法や消毒液の作り方、嘔吐が発生した際の対応方法の園内研修を行っていました。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>神戸市役所では、近い将来に南海トラフ（マグニチュード9.2、震度6弱、洪水0.5M未満 津波到達時間110分）が発生する事を想定しており、園でも減災対策を行っています。園舎は、耐震化されており、扉の倒れ防止や、棚の上から落下防止などの対策が実施されています。ただ、「備蓄リスト」に掲載されている水の量は、124Lとなっていますので、園児・職員総数約200人（1人あたり2L/日）から考えますと、1日分の量に達していません。隣接する公立幼稚園等からのサポートが必要である点、ご留意下さい。</p> <p>備考） 兵庫県津波浸水想定図：神戸市（東部） 神戸市HPより</p> <p><a href="http://www.city.kobe.lg.jp/safety/prevention/preparation/guide/img/20140219-2.pdf">http://www.city.kobe.lg.jp/safety/prevention/preparation/guide/img/20140219-2.pdf</a></p>		
40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>『給食衛生管理マニュアル』（平成29年9月改訂）があり、「食中毒発生時の対応」についても記載があり、マニユ</p>		

アルに基づき、年に1回食中毒に関する職員研修を行っています。マニュアルは、年1回見直しを行っています。  
 また、厚生労働省作成の『大量調理施設衛生管理マニュアル』（平成29年6月16日付け改訂 ノロウイルス対策を強化）と同等以上の法人独自の『給食衛生管理マニュアル』の出来映えは見事なものです。今回の改訂で、厚労省が新たに追加した3項目「下痢」、「嘔吐」、「発熱等」も「調理職員衛生チェックリスト」に取り込まれている事を確認しました。  
 また、改訂したマニュアルを栄養士・調理師等に周知徹底する為、園内研修を行い、12/5付けで「理解度テスト」を実施した事も確認しました。一方通行的な研修のやりばっなしでなく、キャッチボール的に「理解度テスト」のような形式で、ちゃんと各人に伝わっているかを確認する取り組みは大変良いと思いますので、今後も何らかの変更時に実施される事を期待致します。

41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	㉑・b・c
----	---	-------

〈コメント〉  
 『不審者対応マニュアル』があり、年間の「避難訓練計画」に基づき、不審者侵入時に対応した避難訓練を実施し、記録しています。マニュアルは、年1回の見直しを行っています。また、今年度、護身用「さすまた」を購入されていました。

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	㉑・b・c
〈コメント〉 保育の標準的な実施方法は、『保育マニュアル（食事・遊び・保育環境）』等に適切に文書化されており、「子どもの尊重」、「プライバシーの保護」や「権利擁護」に関わる姿勢が明示されています。『マニュアル』研修を通じて、職員に周知徹底しており、ちゃんと実施されているか否か副主幹保育教諭、主幹保育教諭、園長がクラスを見回り、確認しています。		
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉑・b・c
〈コメント〉 標準的な実施方法は、園長、主幹保育教諭、副主幹保育教諭を中心に見直しを行い、職員会議で共通認識が持てるように周知されています。変更箇所がある場合は、指導計画との整合性を反映させ、見直しを行っています。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	㉑・b・c
〈コメント〉 各クラスの担任が「指導計画」を策定し、園長、主幹保育教諭、副主幹保育教諭が確認し、指導を行っています。個別計画を立てる際、個々の発達段階を確認し、栄養士、法人の看護師と連携し、作成しています。 「指導計画」の省察欄は、ペンの色を黒、緑、青等で識別し指導を受け、振り返りを行っています。 また、教育・保育の質のさらなるレベル・アップを狙って、特別コーチを招聘し、指導を受けています。		
45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
〈コメント〉		

「指導計画」の評価・反省を活かし、次の計画につなげ、P (Plan・計画策定) →D (Do・実行) →C (Check・評価) →A (Act・見直し) のサイクルを継続して実施することで、指導計画の質の向上を図っています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
----	---	-------

〈コメント〉

子どもに関する記録は、「児童票」や「個人記録」(経過記録、健康診断表、引継ぎ表、睡眠チェック表)等に記載しており、記載内容や書き方に差異が生じない様に、指導を受けています。また、職員会議を通じて、園全体の情報の流れを統一し、情報を共有したり、共通認識が持てる様に工夫されています。

47	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
----	----------------------------------	-------

〈コメント〉

『個人情報保護規定』に子どもに関する記録の管理方法や体制の記載があり、教育を行っています。また、12/4付けで、「個人情報保護法理解度テスト」を全職員対象に実施し、職員の理解度を確認されています。ちゃんと各人に伝わっているかを確認する取り組みは大変良いと思いますので、今後も毎年継続される事を期待致します。

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 教育・保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 教育・保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて教育・保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	Ⓐ・b・c
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	Ⓐ・b・c
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	Ⓐ・b・c
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の教育・保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	Ⓐ・b・c
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	Ⓐ・b・c
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	Ⓐ・b・c

特記事項

- (1) 住ノ江地区にあるつるかめ会は園の行事に日ごろから協力をしています。園では伝承遊びを「教育・保育課程」に取り入れて、つるかめ会のメンバーからその伝承遊びを教示してもらっています。「つるかめ会ファイル」で確認しました。
- (2) 3歳さんのトイレでは小さな踏み台をおいて、便器に足の届かない園児に配慮しています。
- (3) 入園児面接では子どもの個人差を十分に把握できるようにしています。内容は「児童経過記録」に記載して全職員で共有しています。
- (4) 「連絡帳」は0歳までですが、「引継ぎ簿」でその日の出来事を全職員が共有できるようにし、保護者のお迎え時に伝達できるように工夫されています。
- (5) 「月間指導計画」には子どもの気持ちに沿って適切に対応できるよう、たとえば、子どもにわかりやすい言葉遣いで穏やかに話をする、など子どもを尊重したかわりができるような具体的な記載があります。
- (6) 手洗い場には手洗いのやり方を図示して、子どもたちが自然に生活習慣としての手洗いが身につくように工夫しています。
- (7) 障害のある子どもの環境整備としてエレベーターを設置しています。保護者との連携を密にして保育園での生活に配慮していることは、「保護者対応綴り」で確認できました。
- (8) 保護者には障がい児の教育・保育に関する適切な情報を伝えるため神戸市の巡回指導後に園長・担任・保護者と面談を行い今後のかかわり方や援助などを共通理解しています。『すこやか保育巡回指導マニュアル』で確認しました。
- (9) 保育士と小学校教員との意見交換や合同研修を行い情報交換の機会を設けています。「公立民間5歳児交流会ファイル」で確認しました。
- (10) こどもの健康管理についての『健康管理マニュアル』があります。それに基づいてひとりひとりの子どもの健康状態について、毎日「保健日誌」に記載しています。
- (11) 健康診断、歯科検診の結果は、各クラスごとの「健康診断表ファイル」「歯科検診表ファイル」に記載しています。歯磨きは、正しい方法を「保健便り」に記載し、園でも正しい歯磨きの仕方を教えています。フッ素塗布については4、5歳児の担任が神戸市の研修を受講し、その内容を全職員と共有しています。
- (12) アレルギーのある子どもの対応は『アレルギー対応の手引き 第二版 神戸市』（平成28年3月作成）を全職員が共通理解できるよう「入園式ファイルの議事録」に記載しています。日常的には医師の指示に基づいて「アレルギーチェックカード」をトレーに貼り、提供前にアレルギー献立を見ながら、栄養士、主幹保育教諭、担任でトリプルチェックを行っています。職員は研修等により知識や技術の習得に努めています。今年度は6月に栄養士のHさんが研修に参加しました。

食育に対する取り組み

食に興味を持ち、食べる事が大好きな子どもを目指して日々の食育活動・給食提供を行っている。旬の食材や郷土料理、行事食を取り入れている。季節(旬や行事)や保育教育内容、子どもの発達を考慮し、担当保育教諭と栄養士で食育活動に取り組んでいる。食事のマナーや噛む事の大切さ等を伝えたり、夏野菜や冬野菜の菜園活動、季節の物等を使ったクッキングを行っている。年に一回、みんなで一緒に考えて頂く機会として食フェアを開催している。地域の方を招いての魚の解体や保護者向けの展示等を行っている。



**健康・保健面での取り組み**

法律で定められている健診の他に、園では眼科検診の直前に視力検査、耳鼻科検診の前に聴力検査を行い、嘱託医に報告している。また、歯科衛生士の指導を受け、週に2度フッ化物洗口を行い虫歯予防対策を行っている。他に、保育室に加湿器を設置し、ペーパータオルを使用するなど、感染症予防対策を取っている。園だよりでも注意喚起を行っているが、発症した場合は園内掲示でお知らせをし注意を呼び掛けている。園児の投薬に関しても医師の指示書の元に管理体制を強化する等、健康・保健面での取り組みを実施している。

**A-2 子育て支援**

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	Ⓐ・b・c
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c

特記事項

- (1)家庭との日常的な連携のために情報交換を密に行い、保育内容や保育の意図について保護者の理解を得られる機会を設けています。「保護者配布物ファイル」「引継ぎ簿」には、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援の内容が記載しています。
- (2)保護者からの相談に応じるために「やぎさんポスト」を設置しています。相談には園長が対応し、「保護者懇談ファイル」にその内容を記載しています。
- (3)虐待の早期発見に常に留意しています。気になる子どもがいる場合にはそのこどもの様子を見ながら、保護者にも「最近お家ではどんな様子ですか」と声掛けをしながら子育てに悩む保護者の気持ちを受け止めるようにしています。園長に相談し、保護者の悩みを保育教諭も共有し保護者を支えていくようにしています。相談のあった際には「保護者懇談ファイル」に記載し、他の職員が共有できるようにしています。虐待等権利侵害を発見した場合には、児童相談所等関係機関との連携を図るために『夢こども園虐待防止マニュアル』に沿って必要な対応ができるようにしています。

A-3 教育・保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 教育・保育実践の振り返り（保育教諭等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育教諭等が主体的に教育・保育実践の振り返り（自己評価）を行い、教育・保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉑・b・c

特記事項

<p>(1) 定期的（7月・8月と年度末）に、保育教諭が自らの教育・保育実践を振り返る機会を設けています。</p> <p>(2) 保育教諭の自己評価が全職員で共有できるよう「平成29年度職会議事録」に記載して、互いの学びあいや意識の向上に役立てています。</p>
---

以 上